

令和4年6月24日

定 款

東 洋 機 械 金 属 株 式 会 社

東洋機械金属株式会社定款

第 1 章 総 則

制 定	大正 14 年	5 月 16 日
改 正	平成 18 年	6 月 21 日
改 正	平成 21 年	6 月 24 日
改 正	平成 27 年	6 月 24 日
改 正	令和 4 年	6 月 24 日

(商 号)

第 1 条 当社は東洋機械金属株式会社とする。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 金属および金属製品の製造、加工ならびに販売。
2. 繊維機械その他一般機械器具の製造、販売、設計、修理。
3. ワイヤーおよび車輛部品の製造、販売。
4. 繊維および化学製品の製造、加工ならびに販売。
5. 前各号に附帯する事業および関連事業への投資。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を兵庫県明石市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は 8, 0 0 0 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、1 0 0 株とする。

(単元未満株式の買増請求)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すよう当社に対して請求（以下、「買増請求」という。）することができる。

- 2 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則によるものとする。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株主について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する单元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する手続きおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第13条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要があるときに召集する。

(召集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が召集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は総会毎に代理権を証明する書面を、株主総会ごとに

当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録には議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当会社に8名以内の取締役を置く。

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。

2 代表取締役は前項の取締役会の決議によって選定する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。

(取締役会の組織)

第24条 取締役会長は取締役会を召集し、議長となる。取締役社長は会社業務を統轄し、取締役会長欠員のときは取締役会を召集し、議長となる。

取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐して日常業務を処理し、取締役社長事故ある時はその順に従って代行する。

(取締役会の招集手続)

第25条 取締役会は法令または定款に定める事項のほか、会社の重要業務の執行を決定する。取締役会招集の通知は会日の少なくとも3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項については書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印して10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当会社に4名以内の監査役を置く。

(監査役の選任方法)

第33条 当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の任期は選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。

ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会招集の通知は会日の少なくとも3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

第37条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載し、出席した監査役がこれに記名押印して10年間本店に備え置く。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第41条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第46条 当社は取締役会の決議によって、会社第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- 2 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。
- 3 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(中間配当)

第47条 当社は毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、取締役会の決議により中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第48条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

第1条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(改正履歴)

改 正 平成 13 年 6 月 22 日
改 正 平成 14 年 6 月 24 日
改 正 平成 15 年 6 月 23 日
改 正 平成 16 年 6 月 22 日
改 正 平成 17 年 1 月 27 日
改 正 平成 17 年 6 月 22 日
改 正 平成 18 年 6 月 21 日
改 正 平成 21 年 6 月 24 日
改 正 平成 27 年 6 月 24 日
改 正 令和 4 年 6 月 24 日

上記は当会社の現行定款に相違ありません。

東洋機械金属株式会社
代表取締役 田畑禎章